

# 地方独立行政法人さんむ医療センター職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 7 号

改正 平成 22 年 6 月 1 日  
改正 平成 24 年 3 月 21 日  
改正 平成 24 年 4 月 1 日  
改正 平成 25 年 4 月 1 日  
改正 平成 25 年 10 月 1 日  
改正 平成 26 年 4 月 1 日  
改正 平成 26 年 11 月 1 日  
改正 平成 28 年 4 月 1 日  
改正 平成 29 年 4 月 1 日  
改正 平成 30 年 4 月 1 日  
改正 平成 31 年 1 月 1 日  
改正 平成 31 年 3 月 1 日  
改正 令和元年 5 月 1 日  
改正 令和 2 年 4 月 1 日  
改正 令和 4 年 4 月 1 日  
改正 令和 4 年 10 月 1 日  
改正 令和 5 年 10 月 1 日  
改正 令和 6 年 4 月 1 日

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条から第 7 条）
- 第 2 章 給料（第 8 条から第 15 条）
- 第 3 章 手当（第 16 条から第 32 条）
- 第 4 章 雑則（第 33 条から第 36 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人さんむ医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、職員（非常勤職員及び再雇用職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （給与の種類）

第 2 条 職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。
- 3 手当は、管理職手当、扶養手当、初任給調整手当、助産師手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、専門看護手当、管理職員特別勤務

手当、宿日直手当、招へい手当、診療特別手当、期末手当及び勤勉手当、年度末業績手当、産業医手当とする。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第3条 次条並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を就業規則第38条第1項に規定する1週間の所定勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、休日等、職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分をその給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、離職、休職等により、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、未支給の給与から差し引くものとする。

3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、前条に定める額とする。

(端数計算)

第5条 給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じた場合は、円未満の端数を四捨五入する。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額の支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、この場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 育児短時間勤務職員の地方独立行政法人さんむ医療センター職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児介護休業規程」という。)第20条の規定により読み替えられた給与規程第9条第1項、第2項及び第4項による給料月額に1円未満の端数を生じたときは、その額を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(控除)

第6条 法律又は他の規程に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給与から控除することができる。

- (1) 借入返済金
- (2) 団体保険料
- (3) 親睦団体会費
- (4) その他特に理事長が認めたもの

(給与の支払)

第7条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振込むことにより行うものとする。

## 第2章 給料

(給料表の種類及び適用範囲)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

(1) 事務職給料表 (別表第1)

(2) 医療職給料表 (別表第2)

医療職給料表 (一)

医療職給料表 (二)

医療職給料表 (三)

- 2 給料表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表の職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3に定める級別標準職務表のとおりとする。

(初任給)

第9条 新たに職員になった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより決定する。

- 2 新たに職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第4に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格した場合に第10条又は第11条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄もしくは試験用にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等 (学歴免許等の資格については、別表第5に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。) の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低号給とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分 (職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分) 及び学歴免許の区分に応じて適用する。
- 4 新たに職員となった者のうち、職員として同種の職務に在職した年数又は同種の職務に在職した年数以外の経験年数を別表第6に定める経験年数換算表に定めるところにより経験年数を換算し、第2項に規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月 (その者の経験年数のうち5年を超える経験年数 (職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める経験年数を除く。) の月数にあつては18月) で除した数 (1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) に3を乗じて得た号数とする号給とすることができる。
- 5 前項の規定により切り捨てられた1未満の端数については、当該端数に12を乗じて得

た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を3で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を前項の規定により決定された号給の号数に加えることができる。

6 職員が、一の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が決定する。

7 理事長は、新たに給料表適用職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、その採用が著しく困難になると認められるときは、前各号の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（昇格）

第10条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。ただし、医療職給料表（一）を適用される職員については、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた号給が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）に達しない号給であるとき 昇格した職務の級の最低の号給

(2) 昇格した日の前日に受けていた号給が昇格した級の最高号給に達せず、かつ、当該給料月額と同じ額の号給が昇格した級にないとき 昇格した日の前日に受けていた給料月額の直近上位の号給に1号給を加えた号給

(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が降格した級の最高号給を超える額のものであるとき 昇格した級の最高号給

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（降格）

第11条 職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の給料月額は、次の各号に定める号給とする。

(1) 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給

(2) 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した級の最高号給に達せず、かつ、当該給料月額と同じ額の号給が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた給料月額の直近下位の号給

(3) 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した級の最高号給を超える額のものであるとき 降格した級の最高号給

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第12条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、別表第14のとおりとする。

3 55歳（医療職給料表一を適用される職員にあっては60歳）に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の前項の規定の適用については、2分の1の号給とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

6 休職（労働組合の業務に専ら従事する場合を含む。）又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の給料月額を調整することができる。

7 前項までの規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(給料の調整額)

第13条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 給料の調整額は、医師及び歯科医師である職員に対して支給するものとし、別表第9の職務の級の区分に応じて定めた調整基本額に、調整数3を乗じて得た額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（育児短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(給料の支給方法)

第14条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとし、当月分を当月23日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において最も近

い休日でない日に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。
- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(給料の日割計算)

第15条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合。
- (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合、
- (4) 定職にされ、又は停職の終了により復職した場合
- (5) 就業規則に基づき出向し、又は復職した場合

### 第3章 手当

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び支給額は、別表第10に掲げるとおりとする。
- 3 管理職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。)は、支給しない。
- 4 管理職員には、第22条及び第23条の規定及び地方独立行政法人さんむ医療センター職員の特殊勤務手当に関する規程(以下「特殊勤務手当規程」という。)第7条の規定は適用しない。

(扶養手当)

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円、同項第2号か

ら第5号までの扶養親族については6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については1万1,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第2項の他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
  - (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
  - (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 6 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者(前項各号に掲げる者に該当する者を除く。)については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。
- 7 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を法人に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
  - (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
  - (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 8 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、扶養親族の認定を行う。この場合において、必要と認めるときは、扶養の事実を証明する書類の提出を求めることができる。
- 9 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、新たに職員となった日、扶養親族がない職員に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日が属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、その職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第7項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月(そ

の日が月の初日であるときは、その日が属する月) から行うものとする。

- 10 扶養手当は、これを受けている職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合には、これらの事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（初任給調整手当）

第18条 医療に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる職員に対し、次の各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から第1号に掲げる職にあつては35年以内、第2号に掲げる職にあつては30年以内の期間初任給調整手当を支給する。

- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 月額30万6,000円
- (2) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員 月額1万2,000円

2 初任給調整手当の額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人さんむ医療センター職員初任給調整手当支給規程で定める。

（助産師手当）

第18条の2 助産師手当は、助産師として勤務する職員に支給する。

- 2 前項の手当の月額は、21,000円とする。
- 3 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

（住居手当）

第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（第3項で定める職員を除く。）
- (2) その所有に係る住宅（第3項で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）



- ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 4,300円
- 3 第1項第1号の適用除外される職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 医師住宅又は看護師寮に居住している職員
  - (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第17条第2項に規定する扶養親族で届出がされているものに限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次項第2号に掲げる住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 第1項第2号の住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。
  - (1) 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅
  - (2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
  - (3) その他理事長が定める住宅  
(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 その者の1月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車を使用することを常例とする職員（ウに掲げる職員を除く。） その者の交通用具の使用距離に応じた別表第 11 の表に掲げる額

イ 原動機付自転車等を使用することを常例とする職員（ウに掲げる職員を除く。） その者の交通用具の使用距離に応じた別表第 11 に掲げる額

ウ 自動車を使用し、かつ、原動機付自転車等を使用することを常例とする職員 その者の自動車の使用距離の区分に応じた別表第 11 に掲げる額とその者の原動機付自転車等の使用距離の区分に応じた別表第 11 に掲げる額の合計額（その額が、その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第 11 の表に掲げる額を超える場合は、当該交通用具の使用距離の区分に応じた額とし、その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第 11 の表に掲げる額に満たない場合は、当該交通用具の使用距離の区分に応じた額とする。）

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の考慮をして、前 2 号に定める額（1 ヶ月あたりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位につき 5 万 5,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 前項第 2 号に該当する職員のうち、高速道路等を利用し、その利用に係る料金等を負担することを常用としている医療職給料表（一）の適用を受ける職員については、理事長が認めた場合、通勤時間帯の ETC 利用料金相当額を前項の通勤手当額に加算して支給することができる。

4 職員は、新たに第 1 項の職員としての要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。その要件を欠くに至った場合も同様とする。

5 法人は、前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提出を求める等の方法により確認し、その職員が第 1 項の職員としての要件を具備するときは、その職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。

6 第 2 項第 1 号に掲げる運賃等相当額の算出は、運賃、時間及び距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

7 通勤手当の支給は、職員が新たに第 1 項の職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合には、その職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第 3 項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から 15 日を経過した後には、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

- 8 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合は、その月の通勤手当は支給しない。
- 10 前9項の規定にかかわらず、理事長が認めた場合はこの限りでない。

（特殊勤務手当）

第21条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、特殊勤務手当規程で定める。

（時間外勤務手当）

第22条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間規程第5条の規定による週休日における勤務のうち、同規程第6条で定めるものを除く。）の時間が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第23条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の150以内の範囲内の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 夜間勤務手当は、休憩時間を除いた実働時間に対して支給する。

（専門看護手当）

第25条 専門看護手当は、認定看護管理者、専門看護師、認定看護師、特定行為研修を修了し

た看護師（以下「専門・認定等看護師」という。）として認定されている職員に支給する。

2 前項の手当の月額、は、ひとつの認定につき 5,000 円とする。

（管理職員特別勤務手当）

第 26 条 第 16 条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により勤務時間規程 5 条及び 8 条の規程による週休日又は休日等に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により前項に規定する日以外の日において正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前項の手当の額は、別表第 12 に掲げる額とする。

4 第 1 項による勤務時間が 6 時間を超える場合は、第 2 項により得た額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

（宿日直手当）

第 27 条 職員が正規の勤務時間外又は休日に宿直または日直を命ぜられた場合には、別表第 13 に定める区分に応じ、宿日直手当を支給する。ただし、日直の勤務時間が 4 時間未満の場合は、同表に掲げる額の 2 分の 1 を支給する。

2 前項の勤務は、時間外勤務、夜間勤務、休日勤務には含まれないものとする。

（招へい手当）

第 28 条 臨床経験を 5 年以上有する医師が法人に採用され、理事長が特に必要と認めた場合、採用の日の属する月から診療に従事する期間（最長一年間）月額 20 万円を上限として招へい手当を支給することができる。

（診療特別手当）

第 29 条 3 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）に在職する常勤の医師及び歯科医師の職員のうち、基準日以前 6 ヶ月以上在職する者には、1 月あたり 25 万円を上限として、診療特別手当を支給することができる。

2 診療特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当及び勤勉手当）

第 30 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

2 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。

3 期末手当及び勤勉手当の額その他期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人さんむ医療センター職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める。

（年度末業績手当）

第 31 条 年度末業績手当は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収益が特に良好な場合、3 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（第 33 条第 1 項の規定を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、専従休職者、育児休業者を除く。）に対し、理事長が定める支給日に支給する。

- 2 年度末業績手当の額は、理事長の定める基準により職員の業績に応じて定めた額とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末業績手当は支給しない。
  - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第59条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
  - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員
  - (3) その他年度末業績手当を支給することにより、制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき  
(産業医手当)

第32条 産業医手当は、産業医として任命されている職員に支給する。

- 2 前項の手当の月額は、30,000円とする。  
(手当の支給方法)

第33条 管理職手当、扶養手当、初任給調整手当、助産師手当、住居手当、通勤手当、専門看護手当、招へい手当及び、産業医手当は、当月分を当月に支給する。

- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌月に支給する。
- 3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
- 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第44条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

#### 4章 雑則

##### (退職者の給与)

第34条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号の規定による退職にされたときは、その退職の期間中の給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額）を支給する。

- 2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定による退職にされたときは、その退職の期間（就業規則第14条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による退職にされたときは、その退職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定による退職にされたときは、その退職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による退職にされたときは、その退職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又

は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

6 就業規則第13条第1項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉手当規程で定める。  
(専従休職者の給与)

第35条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第36条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第37条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、組合立国保成東病院の職員であった者で、新たに本法人に採用された職員(以下「継続採用職員」という。)のうち、施行日に受ける給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 継続採用職員のうち、施行日に受ける給料の調整額が施行日の前日に受けていた給料の調整額(以下「旧調整額」という。)に達しないこととなる職員には、当該調整額のほか、当該調整額と旧調整額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を調整額として支給する。

(1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の100

(2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の75

(3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の50

(4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の25

4 継続採用職員のうち、施行日に受ける管理職手当の額が、施行日の前日に受けていた管理職手当(以下「旧管理職手当」という。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額と旧管理職手当の額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の100

- (2) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

(初任給決定の特例)

- 5 50 歳以上の看護師、准看護師を新たに法人で採用する場合の初任給の基準は、第 9 条の規程にかかわらず、理事会において決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
(医療職給料表 (二) を適用される職員の号給の切替)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日における職務の号給は、職員の改正後の規程別表第 2 表の医療職給料表 (二) の適用については、同表の号給にそれぞれ対応する附則別表の号給の給料月額に切り替えて適用する。  
(薬剤師の初任給の調整)
- 3 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に採用された薬剤師のうち、学校教育法による大学の薬学に関する学科 (修業年限 6 年制のものに限る。) を卒業した学歴があり、平成 29 年 4 月 1 日現在勤務している職員については、改正後の給与規程に基づき、前項の規定を適用した後の平成 29 年 4 月 1 日現在の号給 (昇格または昇給等がある場合は、その後の号給) に 6 号給を加算する。  
(改正後の給与規程第 9 条第 4 項の適用除外)
- 4 改正後の給与規程第 9 条第 4 項の規定は、平成 28 年度採用内定者には適用しない。

附則別表

給料表	職務の級	旧号給	新号給
医療職給料表 (二)	2 級		1
			2
			3
			4
			5
			6
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			17
			18
			19
			20
		1	21
		2	22
		3	23
		4	24
		5	25
		6	26
		7	27
		8	28
		9	29
		10	30
		11	31
		12	32
		13	33
		14	34
		15	35
		16	36



		17	37
		18	38
		19	39
		20	40
		21	41
		22	42
		23	43
		24	44
		25	45
		26	46
		27	47
		28	48
		29	49
		30	50
		31	51
		32	52
		33	53
		34	54
		35	55
		36	56
		37	57
		38	58
		39	59
		40	60
		41	61
		42	62
		43	63
		44	64
		45	65
		46	66
		47	67
		48	68
		49	69
		50	70
		51	71
		52	72
		53	73

		54	74
		55	75
		56	76
		57	77
		58	78
		59	79
		60	80
		61	81
		62	82
		63	83
		64	84
		65	85
		66	86
		67	87
		68	88
		69	89
		70	90
		71	91
		72	92
		73	93
		74	94
		75	95
		76	96
		77	97
		78	98
		79	99
		80	100
		81	101
		82	102
		83	103
		84	104
		85	105
		86	106
		87	107
		88	108
		89	109
		90	110

		91	111
		92	112
		93	113
		94	114
		95	115
		96	116
		97	117
		98	118
		99	119
		100	120
		101	121
		102	122
		103	123
		104	124
		105	125
		106	126
		107	127
		108	128
		109	129
		110	130
		111	131
		112	132
		113	133
		114	134
		115	135
		116	136
		117	137
		118	138
		119	139
		120	140
		121	141
		122	142
		123	143
		124	144
		125	145
		126	146
		127	147

		128	148
		129	149
		130	150
		131	151
		132	152
		133	153
		134	154
		135	155
		136	156
		137	157
		138	158
		139	159
		140	160
		141	161
		142	162
		143	163
		144	164
		145	165
		146	166
		147	167
		148	168
		149	169
		150	170
		151	171
		152	172
		153	173
		154	174
		155	175
		156	176
		157	177
		158	178
		159	179
		160	180
		161	181
		162	182
		163	183
		164	184

		165	185
		166	186
		167	187
		168	188
		169	189
		170	190

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 事務職給料表（第 8 条関係）

事務職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,800	235,900	264,900	292,200	323,600	369,200
	2	149,700	200,600	237,800	267,000	294,500	325,900	371,800
	3	150,900	202,400	239,700	269,000	296,800	328,200	374,400
	4	152,000	204,200	241,500	271,100	299,100	330,500	377,000
	5	153,100	205,800	243,200	273,200	301,200	332,800	379,600

6	154,200	207,600	245,100	275,300	303,500	334,900	382,200
7	155,300	209,400	247,000	277,400	305,800	337,100	384,800
8	156,400	211,200	248,800	279,500	308,100	339,300	387,400
9	157,500	213,000	250,500	281,600	310,300	341,600	390,000
10	158,900	214,800	252,400	283,700	312,600	343,800	392,700
11	160,200	216,600	254,200	285,800	314,900	346,000	395,400
12	161,500	218,400	256,100	287,900	317,200	348,200	398,100
13	162,800	220,000	257,900	290,000	319,400	350,200	400,700
14	164,300	221,900	259,800	292,100	321,600	352,300	403,000
15	165,800	223,800	261,600	294,200	323,800	354,400	405,400
16	167,400	225,700	263,400	296,300	326,000	356,500	407,800
17	168,700	227,600	265,200	298,400	328,200	358,700	410,100
18	170,200	229,500	267,200	300,500	330,300	360,700	412,200
19	171,700	231,400	269,200	302,600	332,400	362,700	414,300
20	173,200	233,300	271,200	304,700	334,400	364,700	416,400
21	174,600	235,000	273,100	306,800	336,500	366,800	418,500
22	177,300	236,900	275,000	308,900	338,600	368,700	420,500
23	179,900	238,800	276,900	311,000	340,700	370,700	422,500
24	182,500	240,700	278,700	313,100	342,800	372,700	424,500
25	185,200	242,300	280,700	315,100	344,700	374,800	426,600
26	186,900	244,100	282,600	317,200	346,700	376,800	428,200
27	188,600	245,800	284,500	319,300	348,700	378,800	429,800
28	190,300	247,600	286,400	321,400	350,700	380,800	431,400
29	191,800	249,100	288,300	323,400	352,600	382,800	433,100
30	193,600	250,600	290,200	325,500	354,500	384,700	434,400
31	195,400	252,100	292,100	327,600	356,400	386,600	435,700
32	197,200	253,600	294,000	329,700	358,300	388,500	437,000
33	198,800	255,100	295,700	331,600	360,200	390,300	438,300
34	200,300	256,600	297,600	333,600	362,000	392,000	439,600
35	201,800	258,100	299,500	335,700	363,800	393,700	440,900
36	203,300	259,700	301,400	337,800	365,600	395,400	442,100
37	204,600	261,000	303,100	339,700	367,500	397,100	443,400
38	205,900	262,600	304,900	341,700	368,900	398,300	444,300
39	207,200	264,200	306,700	343,700	370,400	399,500	445,200
40	208,500	265,800	308,500	345,700	371,900	400,700	446,100
41	209,900	267,200	310,400	347,600	373,400	401,900	446,900
42	211,200	268,600	312,100	349,500	374,600	403,100	447,700
43	212,500	270,000	313,800	351,400	375,800	404,300	448,500

44	213,800	271,400	315,500	353,300	377,000	405,500	449,300
45	215,000	272,700	317,200	355,200	378,000	406,500	450,100
46	216,300	274,100	318,900	356,800	378,900	407,200	450,900
47	217,600	275,500	320,600	358,400	379,800	407,900	451,700
48	218,900	276,900	322,300	360,000	380,700	408,600	452,500
49	220,100	278,200	323,800	361,700	381,700	409,400	453,100
50	221,200	279,400	325,400	362,900	382,500	410,100	453,900
51	222,300	280,700	327,000	364,100	383,300	410,800	454,700
52	223,400	282,000	328,600	365,300	384,100	411,500	455,500
53	224,600	283,100	330,300	366,300	385,000	412,300	456,100
54	225,600	284,400	331,900	367,400	385,700	413,000	456,900
55	226,600	285,700	333,500	368,400	386,400	413,700	457,700
56	227,600	287,000	335,100	369,500	387,100	414,400	458,500
57	228,400	288,200	336,600	370,400	387,800	415,100	459,100
58	229,400	289,300	337,800	371,100	388,500	415,800	459,900
59	230,300	290,400	339,000	371,800	389,200	416,500	460,700
60	231,300	291,500	340,200	372,500	389,900	417,200	461,500
61	232,200	292,700	341,300	373,100	390,400	417,800	462,100
62	233,200	293,700	342,300	373,800	391,100	418,500	
63	234,200	294,700	343,200	374,500	391,800	419,200	
64	235,200	295,700	344,200	375,200	392,500	419,900	
65	236,000	296,700	345,100	375,700	393,000	420,400	
66	237,000	297,600	345,900	376,400	393,700	421,000	
67	238,000	298,500	346,700	377,100	394,400	421,700	
68	239,100	299,400	347,500	377,800	395,100	422,400	
69	239,900	300,400	348,400	378,300	395,600	422,900	
70	240,700	301,200	349,100	379,000	396,300	423,600	
71	241,500	302,000	349,800	379,700	397,000	424,300	
72	242,300	302,800	350,500	380,400	397,700	425,000	
73	243,100	303,600	351,000	380,900	398,200	425,500	
74	243,800	304,100	351,600	381,600	398,900	426,200	
75	244,500	304,600	352,200	382,300	399,600	426,900	
76	245,200	305,100	352,800	383,000	400,300	427,600	
77	246,000	305,500	353,200	383,500	400,800	428,100	
78	246,800	305,900	353,700	384,100	401,500	428,800	
79	247,600	306,300	354,200	384,700	402,200	429,500	
80	248,400	306,700	354,700	385,300	402,900	430,200	
81	249,100	307,000	355,200	386,000	403,400	430,700	

82	249,800	307,400	355,700	386,600	404,100	431,400
83	250,500	307,800	356,200	387,200	404,800	432,100
84	251,200	308,200	356,700	387,800	405,500	432,800
85	252,000	308,500	357,200	388,500	406,000	433,300
86	252,700	308,900	357,700	389,100	406,700	434,000
87	253,400	309,300	358,200	389,700	407,400	434,700
88	254,100	309,700	358,700	390,300	408,100	435,400
89	254,900	310,000	359,100	391,000	408,600	435,900
90	255,400	310,400	359,600	391,600	409,300	436,600
91	255,900	310,800	360,100	392,200	410,000	437,300
92	256,400	311,200	360,600	392,800	410,700	438,000
93	256,700	311,400	360,900	393,500	411,200	438,500
94	257,100	311,800	361,400	394,100	411,900	439,200
95	257,400	312,200	361,900	394,700	412,600	439,900
96	257,700	312,600	362,400	395,300	413,300	440,600
97	258,000	312,800	362,700	396,000	413,800	441,100
98	258,300	313,200	363,200		414,500	441,800
99	258,600	313,600	363,700		415,200	442,500
100	258,900	314,000	364,200		415,900	443,200
101	259,200	314,200	364,500		416,400	443,700
102	259,500	314,600	364,900		417,100	444,400
103	259,800	315,000	365,300		417,800	
104	260,100	315,400	365,700		418,500	
105	260,400	315,600	366,200		419,000	
106	260,700	316,000	366,600		420,400	
107	261,000	316,400	367,000		421,100	
108	261,300	316,800	367,400		421,600	
109	261,600	317,000	367,900		422,300	
110	261,900	317,400	368,300		423,000	
111	262,200	317,900	368,700		423,700	
112	262,500	318,200	369,100		424,200	
113	262,800	318,400	369,600		424,900	
114	263,100	318,800	370,000		425,600	
115	263,400	319,200	370,400		426,300	
116	263,700	319,600	370,800		426,800	
117	264,000	319,800	371,300		427,500	
118	264,300	320,100			428,200	
119	264,600	320,400			428,900	



	120	264,900	320,700			429,400		
	121	265,200	321,100			430,100		
	122	265,500	321,400			430,800		
	123	265,800	321,700			431,500		
	124	266,100	322,000			432,000		
	125	266,400	322,400			432,700		
	126	266,700				433,400		
	127	267,100				434,100		
	128	267,400				434,600		
	129	267,700				435,300		
	130	268,100				436,000		
	131	268,400				436,700		
	132	268,700				437,400		
	133	269,100				437,900		
	134	269,400				438,600		
	135	269,700				439,300		
	136	270,100				440,000		
	137	270,400				440,500		
	138	270,700				441,200		
	139	271,100				441,900		
	140	271,400				442,600		
	141	271,700				443,100		
	142	272,000						
	143	272,300						
	144	272,600						
	145	272,900						
	146	273,200						
	147	273,500						
	148	273,800						
	149	274,100						
再雇用 職員		195,900	223,300	228,900	239,100	252,400	274,600	311,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第8条関係）

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600
	2	240,200	326,500	393,500
	3	242,700	329,600	396,400
	4	245,200	332,700	399,300
	5	247,600	335,600	402,000
	6	251,400	338,900	404,800
	7	255,200	342,200	407,600
	8	259,000	345,500	410,400
	9	262,600	348,600	413,000
	10	266,600	351,800	415,700
	11	270,600	355,000	418,400
	12	274,600	358,200	421,100
	13	278,500	361,300	423,600
	14	282,500	365,000	426,100
	15	286,500	368,700	428,600
	16	290,500	372,400	431,100
	17	294,300	376,000	433,400
	18	297,900	378,800	435,800
	19	301,500	381,600	438,200
	20	305,100	384,400	440,600
	21	308,800	387,300	442,900
	22	312,600	389,900	445,300
	23	316,300	392,500	447,700
	24	320,000	395,100	450,100
	25	323,600	397,500	452,400
	26	326,500	399,800	454,700
	27	329,300	402,100	457,000
	28	332,100	404,400	459,300
	29	335,000	406,800	461,500
	30	337,400	408,900	463,800
	31	339,800	411,000	466,100
	32	342,200	413,100	468,400
	33	344,600	415,300	470,500
	34	347,100	417,300	472,600
35	349,600	419,300	474,700	

36	352,100	421,300	476,800
37	354,500	423,400	478,900
38	356,900	425,400	480,700
39	359,300	427,400	482,500
40	361,700	429,400	484,300
41	364,000	431,500	486,000
42	365,500	433,300	487,800
43	367,000	435,100	489,600
44	368,500	436,900	491,400
45	370,100	438,800	493,000
46	371,600	440,600	494,800
47	373,100	442,400	496,600
48	374,600	444,200	498,400
49	375,900	446,100	500,000
50	376,900	447,900	501,300
51	377,900	449,700	502,600
52	378,900	451,500	503,900
53	380,000	453,400	505,200
54	380,900	454,600	506,500
55	381,800	455,800	507,800
56	382,700	457,000	509,100
57	383,700	458,200	510,300
58	384,600	459,200	511,200
59	385,500	460,200	512,100
60	386,400	461,200	513,000
61	387,300	462,100	513,900
62	387,800	462,800	514,800
63	388,300	463,500	515,700
64	388,800	464,200	516,600
65	389,100	464,900	517,500
66		465,600	518,400
67		466,300	519,300
68		467,000	520,200
69		467,500	521,100
70		468,200	522,000
71		468,900	522,900
72		469,600	523,800
73		470,100	524,600

74	470,800	525,500
75	471,500	526,400
76	472,200	527,300
77	472,700	528,100
78	473,300	529,000
79	473,900	529,900
80	474,500	530,800
81	475,100	531,600
82	475,700	532,500
83	476,300	533,400
84	476,900	534,300
85	477,400	535,100
86	478,000	536,000
87	478,600	536,900
88	479,200	537,800
89	479,700	538,600
90	480,300	539,500
91	480,900	540,400
92	481,500	541,300
93	482,000	542,100
94	482,600	543,000
95	483,200	543,900
96	483,800	544,800
97	484,300	545,600
98		546,500
99		547,400
100		548,300
101		549,100
102		550,000
103		550,900
104		551,800
105		552,600
106		553,500
107		554,400
108		555,300
109		556,100
110		557,000
111		557,900

	112			558,800
	113			559,600
	114			560,500
	115			561,400
	116			562,300
	117			563,100
	118			564,000
	119			564,900
	120			565,800
	121			566,600
	122			567,500
	123			568,400
	124			569,300
	125			570,100
	126			570,900
	127			571,700
	128			572,500
	129			573,300
	130			574,100
再雇用 職員		293,800	336,200	390,600

この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,500	192,800	251,900	279,700	328,700	375,900
	2	164,900	195,600	253,500	281,900	330,800	378,600
	3	166,300	198,400	255,100	284,100	333,000	381,300
	4	167,700	201,200	256,700	286,300	335,200	384,000
	5	168,900	204,200	258,100	288,500	337,400	386,600
	6	170,700	205,800	259,700	290,700	339,600	389,300
再雇用 職員以 外の職 員	7	172,400	207,500	261,200	292,900	341,800	392,000
	8	174,100	209,100	262,800	295,100	344,000	394,700
	9	175,800	210,700	264,300	297,200	346,000	397,300
	10	177,500	212,300	265,900	299,400	348,200	399,700

11	179,200	213,900	267,400	301,600	350,400	402,200
12	181,000	215,500	268,900	303,800	352,600	404,700
13	182,500	217,200	270,400	306,100	354,600	407,000
14	184,400	218,900	272,300	308,200	356,700	409,200
15	186,400	220,600	274,200	310,300	358,800	411,400
16	188,300	222,300	276,000	312,400	360,900	413,600
17	190,200	224,000	277,700	314,600	362,900	415,700
18	193,000	225,600	279,600	316,700	365,000	417,800
19	195,700	227,300	281,500	318,800	367,000	419,900
20	198,500	228,900	283,400	320,900	369,100	422,000
21	201,400	230,600	285,200	323,100	371,000	423,900
22	203,000	232,200	287,100	325,100	373,100	425,500
23	204,600	233,800	289,000	327,100	375,200	427,100
24	206,200	235,400	290,900	329,100	377,300	428,700
25	207,700	237,000	292,900	331,100	379,200	430,300
26	209,300	238,700	294,800	333,100	381,100	431,600
27	210,900	240,400	296,700	335,100	383,000	432,900
28	212,400	242,100	298,600	337,100	384,900	434,200
29	214,000	243,800	300,600	339,100	386,700	435,600
30	215,700	245,600	302,500	341,000	388,500	436,900
31	217,300	247,400	304,400	342,900	390,300	438,200
32	219,000	249,100	306,300	344,800	392,100	439,400
33	220,600	250,900	308,100	346,600	393,700	440,800
34	222,200	252,500	309,900	348,500	395,000	442,100
35	223,800	254,100	311,700	350,400	396,300	443,400
36	225,400	255,700	313,500	352,300	397,600	444,700
37	226,900	257,100	315,200	354,100	398,700	446,100
38	228,500	258,700	316,900	355,800	399,900	446,900
39	230,200	260,200	318,600	357,500	401,100	447,700
40	231,900	261,800	320,300	359,200	402,300	448,500
41	233,000	263,100	322,100	360,800	403,400	449,100
42	234,300	264,500	323,800	362,100	404,200	449,900
43	235,500	265,800	325,500	363,400	405,000	450,700
44	236,800	267,100	327,200	364,700	405,800	451,500
45	238,000	268,400	328,700	365,900	406,400	452,100
46	239,200	269,900	330,300	367,100	407,100	452,900
47	240,300	271,400	331,900	368,300	407,800	453,700
48	241,400	272,900	333,500	369,500	408,500	454,500

49	242,600	274,400	335,000	370,700	409,300	455,100
50	243,800	276,000	336,300	371,700	410,000	455,900
51	245,100	277,600	337,600	372,700	410,700	456,700
52	246,300	279,200	338,900	373,700	411,400	457,500
53	247,400	280,500	340,000	374,500	412,100	458,100
54	248,500	282,100	341,000	375,400	412,800	458,900
55	249,300	283,700	342,100	376,300	413,500	459,700
56	250,400	285,300	343,200	377,200	414,200	460,500
57	251,600	286,800	344,100	378,000	414,800	461,100
58	252,700	288,300	345,100	378,800	415,500	
59	253,600	289,800	346,100	379,600	416,200	
60	254,700	291,300	347,100	380,400	416,900	
61	255,800	292,800	347,900	381,000	417,400	
62	256,800	294,300	348,600	381,700	418,000	
63	257,800	295,800	349,300	382,400	418,700	
64	258,700	297,300	350,000	383,100	419,400	
65	259,600	298,800	350,700	383,700	419,900	
66	260,800	300,300	351,400	384,400	420,500	
67	262,100	301,800	352,100	385,100	421,200	
68	263,300	303,300	352,800	385,800	421,900	
69	264,700	304,600	353,500	386,300	422,400	
70	265,900	306,000	354,100	386,900	423,000	
71	267,200	307,500	354,700	387,500	423,700	
72	268,400	309,000	355,300	388,100	424,400	
73	269,300	310,300	355,800	388,800	424,900	
74	269,900	311,700	356,400	389,400	425,500	
75	270,300	313,100	357,000	390,000	426,200	
76	270,600	314,500	357,600	390,600	426,900	
77	271,100	316,000	358,100	391,300	427,400	
78	271,600	317,300	358,600	391,900	428,000	
79	272,000	318,600	359,100	392,500	428,700	
80	272,400	319,900	359,600	393,100	429,400	
81	272,900	321,200	360,000	393,800	429,900	
82	273,300	322,500	360,400	394,400	430,500	
83	273,800	323,800	360,800	395,000	431,200	
84	274,300	325,100	361,200	395,600	431,900	
85	274,700	326,500	361,700	396,300	432,400	
86	275,100	327,300	362,100	396,900	433,000	

87	275,500	328,100	362,500	397,500	433,700
88	275,900	328,900	362,900	398,100	434,400
89	276,400	329,800	363,400	398,700	434,900
90	276,700	330,600	363,800	399,300	435,500
91	277,100	331,400	364,200	399,900	436,200
92	277,500	332,200	364,600	400,500	436,900
93	277,800	333,000	365,100	401,100	437,400
94	278,200	333,600	365,500	401,700	438,000
95	278,500	334,200	365,900	402,300	438,700
96	278,900	334,800	366,300	402,900	439,400
97	279,200	335,500	366,800	403,500	439,900
98	279,600	336,000	367,200	404,100	440,500
99	279,900	336,500	367,600	404,700	441,200
100	280,300	337,000	368,000	405,300	441,900
101	280,600	337,600	368,400	405,800	442,400
102	281,000	338,100	368,800	406,300	443,000
103	281,300	338,600	369,200	406,800	443,600
104	281,500	339,100	369,600	407,300	444,200
105	281,800	339,700	370,000	407,800	444,800
106	282,100	340,100	370,500	408,300	445,400
107	282,400	340,400	370,900	408,800	446,000
108	282,700	340,800	371,300	409,300	446,600
109	283,000	341,300	371,700	409,800	447,200
110	283,300	341,700	372,100	410,300	447,800
111	283,500	342,100	372,500	410,800	448,400
112	283,800	342,500	372,900	411,300	449,000
113	284,000	343,000	373,300	411,800	449,600
114	284,300	343,400	373,700	412,300	450,200
115	284,500	343,800	374,200	412,800	450,800
116	284,800	344,200	374,600	413,300	451,400
117	285,000	344,400	375,000	413,800	452,000
118	285,300	344,800	375,400	414,300	452,600
119	285,500	345,200	375,800	414,800	453,200
120	285,700	345,600	376,200	415,300	453,800
121	285,900	345,800	376,600	415,800	454,400
122	286,000	346,200	377,000	416,300	455,000
123	286,200	346,600	377,400	416,800	455,600
124	286,400	347,000	377,900	417,300	456,200



	125	286,600	347,200	378,300	417,800	456,800
	126	286,800	347,600	378,700	418,300	
	127	287,000	348,000	379,100	418,800	
	128	287,200	348,400	379,500	419,300	
	129	287,300	348,600	379,900	419,800	
	130	287,500	349,000	380,300	420,300	
	131	287,700	349,400	380,700	420,800	
	132	287,900	349,800	381,100	421,300	
	133	288,000	350,000	381,600	421,800	
	134	288,200	350,400	382,000	422,300	
	135	288,300	350,800	382,400	422,800	
	136	288,500	351,200	382,800	423,300	
	137	288,600	351,400	383,200	423,800	
	138	288,800	351,800	383,600	424,300	
	139	288,900	352,200	384,000	424,800	
	140	289,100	352,600	384,400	425,300	
	141	289,200	352,800	384,800		
	142	289,400	353,200	385,300		
	143	289,500	353,600	385,700		
	144	289,600	354,000	386,100		
	145	289,700	354,200	386,500		
	146	289,900	354,600	386,900		
	147	290,000	355,000	387,300		
	148	290,100	355,400	387,700		
	149	290,200	355,600	388,100		
	150	290,300	356,000	388,500		
	151	290,500	356,400	389,000		
	152	290,600	356,800	389,400		
	153	290,700	357,000	389,800		
	154		357,400	390,200		
	155		357,800	390,600		
	156		358,200	391,000		
	157		358,400	391,400		
	158		358,800	391,800		
	159		359,200	392,200		
	160		359,600	392,700		
	161		359,800	393,100		
	162		360,200	393,500		

	163		360,600	393,900			
	164		361,000	394,300			
	165		361,200	394,700			
	166		361,600	395,100			
	167		362,000	395,500			
	168		362,400	395,900			
	169		362,600	396,400			
	170		363,000	396,800			
	171		363,400	397,200			
	172		363,800	397,600			
	173		364,000	398,000			
	174		364,400	398,400			
	175		364,800	398,700			
	176		365,200	399,100			
	177		365,400	399,500			
	178		365,800	399,900			
	179		366,200	400,200			
	180		366,600	400,600			
	181		366,800	401,000			
	182		367,200	401,400			
	183		367,600	401,700			
	184		368,000	402,100			
	185		368,200	402,500			
	186		368,600	402,900			
	187		369,000	403,200			
	188		369,400	403,600			
	189		369,600	404,000			
	190		370,000	404,400			
	191		370,300	404,700			
	192		370,600	405,100			
	193		370,900	405,500			
	194		371,200	405,900			
	195		371,500	406,300			
	196		371,800				
	197		372,100				
	198		372,400				
再雇用 職員		221,400	229,100	241,300	258,100	279,300	316,200

この表は、薬剤師、診療放射線技師、検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師及び理事長が定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	163,300	190,500	239,300	264,700	285,600	332,100
	2	164,700	192,600	241,100	265,900	287,600	334,300
	3	166,200	194,700	242,900	267,200	289,600	336,500
	4	167,600	196,800	244,700	268,500	291,600	338,700
	5	169,000	198,900	246,300	269,600	293,400	340,900
	6	170,500	201,300	247,800	271,000	295,300	343,100
	7	172,000	203,600	249,300	272,300	297,200	345,300
	8	173,500	205,900	250,800	273,700	299,100	347,500
	9	174,800	208,300	252,200	275,100	301,100	349,500
	10	176,500	209,700	253,600	276,400	303,000	351,600
	11	178,100	211,100	255,000	278,000	304,900	353,700
	12	179,700	212,500	256,400	279,600	306,800	355,800
	13	181,200	213,900	257,700	281,200	308,600	358,000
	14	183,200	215,400	259,000	282,800	310,400	360,100
	15	185,200	216,900	260,300	284,400	312,200	362,200
	16	187,200	218,400	261,600	286,000	314,000	364,300
	17	189,400	219,800	262,600	287,600	315,900	366,400
	18	191,500	221,300	264,000	289,100	317,600	368,500
	19	193,600	222,800	265,300	290,600	319,300	370,600
	20	195,700	224,300	266,600	292,100	321,000	372,700
	21	197,800	225,700	267,800	293,700	322,700	374,900
	22	200,000	227,400	269,200	295,300	324,300	377,100
	23	202,200	229,100	270,600	296,900	325,900	379,300
	24	204,400	230,800	272,000	298,500	327,500	381,500
	25	206,500	232,300	273,500	299,900	329,200	383,500
	26	207,800	234,000	275,100	301,700	330,700	385,500
	27	209,100	235,700	276,600	303,500	332,300	387,500
	28	210,400	237,400	278,200	305,300	333,900	389,500
29	211,600	239,200	279,800	306,900	335,600	391,500	

30	212,900	240,700	281,400	308,600	337,200	393,400
31	214,200	242,200	283,000	310,300	338,800	395,300
32	215,500	243,700	284,600	312,000	340,400	397,200
33	216,800	245,200	286,200	313,500	342,100	398,900
34	218,100	246,600	287,700	315,100	343,700	400,700
35	219,400	248,000	289,200	316,700	345,300	402,500
36	220,700	249,400	290,700	318,300	346,900	404,300
37	222,100	250,700	292,300	319,900	348,600	406,200
38	223,500	252,000	293,800	321,500	350,200	408,000
39	224,900	253,300	295,300	323,100	351,800	409,800
40	226,300	254,600	296,800	324,700	353,400	411,600
41	227,500	255,600	298,400	326,300	355,000	413,300
42	228,900	256,900	300,000	327,800	356,600	415,000
43	230,300	258,100	301,600	329,300	358,200	416,700
44	231,700	259,400	303,200	330,800	359,800	418,300
45	233,100	260,600	304,600	332,300	361,400	419,800
46	234,600	262,000	306,100	333,800	362,900	421,400
47	236,100	263,400	307,600	335,300	364,400	423,000
48	237,600	264,800	309,100	336,800	365,800	424,600
49	238,900	266,200	310,500	338,100	367,300	426,300
50	240,300	267,700	311,900	339,500	368,700	427,900
51	241,700	269,100	313,300	340,800	370,100	429,500
52	243,100	270,500	314,700	342,200	371,500	431,100
53	244,400	272,000	316,200	343,700	373,000	432,600
54	245,700	273,600	317,600	345,100	374,200	434,100
55	247,000	275,200	319,000	346,500	375,400	435,600
56	248,300	276,700	320,400	347,900	376,600	437,100
57	249,500	278,300	321,800	349,100	377,900	438,400
58	250,800	279,900	323,200	350,500	378,900	439,300
59	252,000	281,500	324,600	351,900	379,900	440,200
60	253,300	283,100	326,000	353,300	380,900	441,100
61	254,500	284,700	327,200	354,500	381,700	442,000
62	255,800	286,200	328,500	355,800	382,500	442,900
63	257,100	287,700	329,800	357,100	383,300	443,800
64	258,400	289,200	331,100	358,400	384,100	444,700
65	259,600	290,800	332,400	359,600	385,000	445,600
66	260,900	292,300	333,700	360,800	385,800	446,400

67	262,300	293,800	335,000	362,000	386,600	447,200
68	263,700	295,300	336,300	363,200	387,400	448,000
69	264,800	296,600	337,400	364,200	388,200	448,800
70	266,100	298,100	338,600	365,300	388,900	449,600
71	267,400	299,600	339,800	366,400	389,600	450,400
72	268,700	301,100	340,900	367,500	390,300	451,200
73	270,100	302,400	342,200	368,500	391,100	452,000
74	271,400	303,800	343,400	369,600	391,700	452,800
75	272,700	305,200	344,600	370,700	392,300	453,600
76	274,000	306,600	345,800	371,800	392,900	454,400
77	275,100	308,100	347,000	372,700	393,500	455,200
78	276,250	309,400	348,200	373,500	394,100	456,000
79	277,000	310,700	349,400	374,300	394,700	456,800
80	277,750	312,000	350,600	375,100	395,300	457,600
81	278,500	313,100	351,700	375,800	395,800	458,400
82	279,025	314,400	352,800	376,400	396,400	459,200
83	279,550	315,700	353,900	377,000	397,000	460,000
84	280,075	317,000	355,000	377,600	397,600	460,800
85	280,600	318,100	356,100	378,300	398,100	
86	281,050	319,300	357,100	378,900	398,700	
87	281,500	320,500	358,100	379,500	399,300	
88	281,950	321,700	359,100	380,100	399,900	
89	282,400	323,000	360,200	380,600	400,400	
90	282,825	324,200	361,000	381,200	401,000	
91	283,250	325,400	361,800	381,800	401,600	
92	283,675	326,600	362,600	382,400	402,200	
93	284,100	327,500	363,400	382,900	402,700	
94	284,500	328,025	364,100	383,400	403,300	
95	284,900	328,550	364,800	383,900	403,900	
96	285,300	329,075	365,500	384,400	404,500	
97	285,700	329,600	366,000	385,000	405,000	
98	286,050	330,075	366,500	385,500	405,600	
99	286,400	330,550	367,000	386,000	406,200	
100	286,750	331,025	367,500	386,500	406,700	
101	287,100	331,500	368,100	387,100		
102	287,425	331,900	368,600	387,600		
103	287,750	332,300	369,100	388,100		

104	288,075	332,700	369,600	388,600
105	288,400	333,100	370,200	389,200
106	288,700	333,475	370,700	389,700
107	289,000	333,850	371,200	390,200
108	289,300	334,225	371,700	390,700
109	289,600	334,600	372,200	391,300
110	289,875	334,900	372,700	391,800
111	290,150	335,200	373,200	392,300
112	290,425	335,500	373,700	392,800
113	290,700	335,800	374,200	393,400
114	290,950	336,075	374,700	
115	291,200	336,350	375,200	
116	291,450	336,625	375,600	
117	291,700	336,900	376,000	
118	291,950	337,150	376,400	
119	292,200	337,400	376,800	
120	292,450	337,650	377,200	
121	292,700	337,900	377,600	
122	292,900	338,125	378,000	
123	293,100	338,350	378,400	
124	293,300	338,575	378,800	
125	293,500	338,800	379,200	
126	293,700	338,975	379,600	
127	293,900	339,150	380,000	
128	294,100	339,325	380,400	
129	294,300	339,500	380,800	
130	294,475	339,675		
131	294,650	339,850		
132	294,825	340,025		
133	295,000	340,200		
134	295,175	340,350		
135	295,350	340,500		
136	295,525	340,650		
137	295,700	340,800		
138	295,850	340,925		
139	296,000	341,050		
140	296,150	341,175		

	141	296,300	341,300				
	142	296,425	341,400				
	143	296,550	341,500				
	144	296,675	341,600				
	145	296,800	341,700				
	146	296,950	341,800				
	147	297,100	341,900				
	148	297,250	342,000				
	149	297,400	342,100				
	150	297,500	342,200				
	151	297,600	342,300				
	152	297,700	342,400				
	153	297,800	342,500				
	154	297,900					
	155	298,000					
	156	298,100					
	157	298,200					
	158	298,300					
	159	298,400					
	160	298,500					
	161	298,600					
	162	298,700					
	163	298,800					
	164	298,900					
	165	299,000					
	166	299,100					
	167	299,200					
	168	299,300					
	169	299,400					
再雇用 職員		241,100	265,900	267,900	269,900	279,300	315,400

この表は、助産師、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3（第8条関係）

事務職給料表級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	1 事務員の職務

	2 技師の職務 3 助手の職務 4 看護助手の職務 5 用務員の職務
2 級	1 主任の職務 2 主任技師の職務
3 級	1 係長の職務 2 主査の職務
4 級	1 課長補佐の職務 2 室長補佐の職務
5 級	1 課長の職務 2 室長の職務 3 主幹の職務
6 級	1 参事の職務 2 次長の職務
7 級	事務長の職務

医療職給料表（一）級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	医員の職務
2 級	主任医員の職務
3 級	1 院長補佐の職務 2 医務部長の職務 3 医長の職務

医療職給料表（二）級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 放射線技師、検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 マッサージ師、鍼灸師の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 放射線技師、検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 マッサージ師、鍼灸師の職務
3 級	係長の職務
4 級	課長補佐の職務



5 級	課長、主幹の職務
6 級	医療技術部長、医療安全対策室長の職務

医療職給料表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師又は助産師の職務 2 准看護師の職務
3 級	看護係長の職務
4 級	看護課長補佐の職務
5 級	看護課長の職務
6 級	1 看護部長の職務 2 医療安全対策室長の職務 3 副看護部長の職務

別表第 4（第 10 条関係）

初任給基準表

1 事務職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 32 号給
	短大卒業程度		1 級 21 号給
	高校卒業程度		1 級 13 号給
その他		中学卒	1 級 1 号給

2 医療職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師及び歯科医師	医大卒	1 級 5 号給

3 医療職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒（4 卒）	1 級 21 号給
	大学卒（6 卒）	1 級 35 号給
検査技師	大学卒	1 級 21 号給
	短大 3 卒	1 級 17 号給
診療放射線技師	大学卒	1 級 21 号給
	短大 3 卒	1 級 17 号給

栄養士	大学卒	1級 21号給
	短大卒	1級 11号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	1級 21号給
	短大3卒	1級 17号給
言語聴覚士 視能訓練士	大学卒	1級 21号給
	短大3卒	1級 17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級 17号給
	短大卒	1級 11号給
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級 17号給
	短大2卒	1級 11号給
	高校卒	1級 1号給

#### 4 医療職給料表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
看護師	大学卒	2級 13号給
	短大3卒	2級 9号給
	短大2卒	2級 5号給
助産師 保健師	大学卒	2級 17号給
	短大3卒	2級 13号給
准看護師		1級 5号級

#### 別表第5（第9条関係）

##### 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了(医学又は歯学に関する課程にあつては大学4年以上、これらの課程以外にあつては大学院に5年以上在学した場合に限る。) (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修

		業年限 6 年のものに限る。)の卒業  (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	4 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	5 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限 4 年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	1 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安大学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 短大 1 卒	(1) 海上保安大学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 高校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校(同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。)の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 高校 2 卒	(1) 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
-------	-----	--

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第6（第9条関係）

経歴		換算率
公的機関、民間企業等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	100/80 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		100/100 以下
技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務経験が直接役立つと認められる期間		100/50 以下

別表第7（第10条関係）

1 医療職給料表（一）昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1

12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	2	6
23	3	7
24	4	8
25	5	9
26	6	10
27	7	11
28	8	12
29	9	13
30	10	14
31	11	15
32	12	16
33	13	17
34	14	18
35	15	19
36	16	20
37	17	21
38	18	22
39	19	23
40	20	24
41	21	25
42	22	26
43	23	27
44	24	28
45	25	29
46	26	30
47	27	31
48	28	32

49	29	33
50	29	34
51	29	35
52	30	36
53	30	37
54	30	37
55	31	38
56	31	38
57	31	39
58	32	39
59	32	40
60	32	40
61	33	41
62	33	41
63	34	42
64	34	42
65	35	43
66		43
67		44
68		44
69		45
70		45
71		45
72		46
73		46
74		46
75		47
76		47
77		47
78		48
79		48
80		48
81		49
82		49
83		49
84		50
85		50

86		50
87		51
88		51
89		51
90		52
91		52
92		52
93		53
94		53
95		54
96		54
97		55
98		
99		
100		
101		
102		
103		
104		
105		
106		
107		
108		
109		
110		
111		
112		
113		
114		
115		
116		
117		
118		
119		
120		
121		
122		

123		
124		
125		
126		
127		
128		
129		
130		

別表第 8 (第 12 条関係)

給料表	職
事務職給料表	事務長
医療職給料表 (二)	医療技術部長
医療職給料表 (三)	看護部長

別表第 9 (第 13 条関係)

調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
医療職給料表 (一)	1 級	9,800 円
	2 級	12,800 円
	3 級	15,500 円

別表第 10 (第 16 条関係)

管理職手当を支給する職及び支給額

1 再雇用職員以外の職員

給料表	職務の級	職	手当額
事務職給料表	7 級	事務長	68,000 円
	6 級	次長	64,000 円
		参事	56,000 円
	5 級	課長、室長	51,600 円
		主幹	43,300 円
4 級	課長補佐、室長補佐	33,900 円	
医療職給料表 (一)	3 級	院長補佐 医務部長	150,000 円



医療職給料表（二）	6 級	医療技術部長	64,700 円
		医療安全対策室長	64,700 円
	5 級	課長	52,100 円
		主幹	43,800 円
4 級	課長補佐	37,000 円	
医療職給料表（三）	6 級	看護部長	70,000 円
		医療安全対策室長	70,000 円
		副看護部長	57,900 円
	5 級	看護課長	45,800 円

## 2 再雇用職員

給料表	職務の級	職	手当額
事務職給料表	7 級	事務長	47,300 円
	6 級	次長	41,700 円
		参事	35,300 円
	5 級	課長、室長	29,500 円
		主幹	23,600 円
4 級	課長補佐、室長補佐	19,500 円	
医療職給料表（一）	3 級	院長補佐 医務部長	78,100 円
医療職給料表（二）	6 級	医療技術部長	48,400 円
		医療安全対策室長	48,400 円
	5 級	課長	37,200 円
		主幹	30,000 円
	4 級	課長補佐	23,000 円
医療職給料表（三）	6 級	看護部長	49,800 円
		医療安全対策室長	49,800 円
		副看護部長	39,900 円
	5 級	看護課長	29,400 円

### 別表第 11（第 20 条関係）

#### 普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

片道の使用距離\職員の区分	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
	円	円
4 km未満	2,200	2,200
4 km以上 6 km未満	4,510	4,100

6 km以上 8 km未満	5, 570	4, 100
8 km以上 10 km未満	6, 620	4, 100
10 km以上 12 km未満	7, 680	6, 500
12 km以上 14 km未満	8, 730	6, 640
14 km以上 16 km未満	9, 790	8, 900
16 km以上 18 km未満	10, 850	8, 900
18 km以上 20 km未満	11, 900	9, 130
20 km以上 22 km未満	12, 960	11, 300
22 km以上 24 km未満	14, 010	11, 380
24 km以上 26 km未満	15, 070	13, 700
26 km以上 28 km未満	16, 130	13, 700
28 km以上 30 km未満	17, 180	13, 700
30 km以上 32 km未満	18, 240	16, 100
32 km以上 34 km未満	19, 290	16, 100
34 km以上 36 km未満	20, 410	18, 500
36 km以上 38 km未満	21, 570	18, 500
38 km以上 40 km未満	22, 740	18, 500
40 km以上 42 km未満	23, 900	20, 900
42 km以上 44 km未満	25, 070	20, 900
44 km以上 46 km未満	26, 240	20, 900
46 km以上 48 km未満	27, 400	20, 900
48 km以上 50 km未満	28, 570	20, 900
50 km以上 52 km未満	29, 730	20, 900
52 km以上 54 km未満	30, 900	20, 900
54 km以上 56 km未満	32, 070	20, 900
56 km以上 58 km未満	33, 230	20, 900
58 km以上 60 km未満	34, 400	20, 900
60 km以上 62 km未満	35, 560	20, 900
62 km以上	36, 730	20, 900

別表第 12 (第 26 条関係)

給料表	職務の級	支給額
事務職給料表	7 級	10,000 円
	6 級	8,000 円
	5 級及び 4 級	6,000 円
医療職給料表 (一)	3 級	10,000 円
医療職給料表 (二)	6 級	10,000 円
	5 級	8,000 円
	4 級	6,000 円
医療職給料表 (三)	6 級	10,000 円
	5 級	8,000 円

別表第 13 (第 27 条関係)

区分		金額	備考
宿直	医師	30,000 円	
	管理当直 (看護部)	10,000 円	
	当直 (医療技術者)	10,000 円	
	副当直 (医師)	3,000 円	1 時間あたり
	副当直 (医療技術者)	6,000 円	
日直	医師	30,000 円	
	看護師	9,000 円	
	医療技術者	9,000 円	

別表第 14 (第 12 条関係)

点数による絶対評価		順位による相対評価		昇給号給	昇格 ポイント	勤勉手当
ランク	判定基準	ランク	判定基準			
S	90 点以上	S	5 %	6 号給	3	+ 7 %
A	75 点以上	A	10 %	5 号給	2	+ 5 %
B+	65 点以上	B+	15 %	4 号給	1.5	+ 2 %
B	60 点以上	B	40 %	3 号給	1	規程どおり
B-	55 点以上	B-	15 %	3 号給	0.5	- 2 %
C	45 点以上	C	10 %	3 号給	0.5	- 5 %
D	45 点未満	D	5 %	3 号給	0	- 7 %